

# イオン銀行取引規定集

(法人および個人事業主のお客さま向け)

2014年11月 第8版

株式会社 イオン銀行

## 目 次

取引規定	1
普通預金規定	7
決済用普通預金に関する特約	8
スーパー定期規定	10
大口定期規定	13
振込規定	15
口座振替規定	18
キャッシュカード規定	19
ファームバンキングサービス利用規定	22
振込口座照会サービス利用規定	28
イオン銀行ビジネスネットサービス利用規定	29
WEB即時決済サービス利用規定	34

## 取引規定

本規定は、法人および個人事業主のお客さま（任意団体は除く）とイオン銀行（以下、「当行」という）との間で、第1条に規定する取引を行う場合の取扱を定めたものです。当行と取引を行う場合は以下の条項のほか、本取引規定集に収録されている他の規定についても確認し、同意したものととして取り扱います。

### 第1条 本規定の適用範囲

本規定は、次の取引のほか、お客さまと当行との間で行われるすべての取引（以下、単に「取引」という）について適用されます。

- ① 普通預金
- ② スーパー定期、大口定期預金（以下、これらを「定期預金」という）
- ③ その他当行所定の取引

### 第2条 取引の開始

1. 当行と取引を行える法人のお客さまは、本店が日本国内に所在する法人とし、お客さまご本人の名義でのみ取引いただけるものとします。本店が日本国外に所在する法人（以下、「外国法人」という）は取引いただけません。なお、取引の開始後にお客さまが外国法人となる場合は、事前に当行所定の方法により当行に届け出のうえ、全ての取引を解約していただきます。
2. 当行と取引を行える個人事業主のお客さまは、日本国内に居住する個人事業主のお客さまとし、屋号付等のお客さまご本人の名義で取引いただけるものとします。非居住者は取引いただけません。なお、取引の開始後にお客さまが非居住者となる場合は、事前に当行所定の方法により当行に届け出のうえ、全ての取引を解約していただきます。
3. 当行との取引は、お客さまが本規定を承諾し、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ当行所定の必要書類を添えて申し込み、当行がこれを受領し承認した場合に開始されるものとします。
4. 当行との取引開始にあたっては、普通預金口座を残高0円で開設していただきます。
5. 取引の開始にあたって、当行が必要と認めた場合はお届けの電話番号等へ連絡させていただくことがあります。お客さまとの連絡が取れなかった場合、またはお客さまのお届け内容に疑義があると当行が判断した場合には、普通預金口座開設をお断りできるものとします。なお、当行が普通預金口座開設を行わないことによってお客さまに損害が生じて、当行は責任を負いません。
6. 当行は、当行所定の方法にて普通預金口座および定期預金口座（以下、合わせて「口座」という）のお取引店を決めることとします。口座のお取引店のご指定・ご変更はお受けいたしません。
7. 当行が普通預金口座について発行するキャッシュカードをイオンバンクカード（以下、「カード」という）といいます。カードの発行は、お客さまのお申出により行うこととします。
8. 口座を利用した当行所定のサービスについては、それぞれ各サービスに関する規定等に従うものとします。

### 第3条 本人確認

1. 取引にあたっては、関係諸法令等に基づき当行所定の方法により、本人確認を行います。
2. 関係諸法令等に基づく所定の本人確認が必要な場合、その他当行が必要と認めた場合は、当行所定のご本人さまを確認できる書類およびご担当者ご本人さまであることを確認できる書類（以下、「本人確認書類」という）の提出を求めることがあります。この提出がない場合（当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、お客さまお届けの住所に発送した本人確認書類の提出を求めた通知書が当行に返送された場合、お届けの電話番号に連絡が取れない場合を含みます。）、当行

は取引の全部または一部の停止、もしくは口座の解約をすることがあります。

- 3.第2項により当行が取引の全部または一部の停止、もしくは口座の解約をしたことによりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。

#### 第4条 印鑑

- 1.普通預金口座開設申込時には、当行との取引に使用する印鑑を届け出てください。印鑑は一普通預金口座名義人一登録とし、第1条に定める取引において共通とします。
- 2.取引において当行がお客さまの使用する印鑑を、当行に届出された印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行ったうえは、それが偽造、変造、盗用、不正使用、その他事故により、お客さま本人による取引でなかった場合でも、当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、それによりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。

#### 第5条 通帳、お取引明細書、取引記録等

- 1.当行は、通帳の発行をいたしません。
- 2.通帳の代わりとして口座の入出金等についてその事実を記載したお取引明細書を当行所定の方法により発行し、お客さまお届けの住所に郵送いたします。
- 3.お取引明細書は、発行にかかる当行所定の手続が完了した月以降の取引を対象とし、発行するものとし、なお、当該お取引明細書の発行については、当行所定の手数料をいただきます。また、当該手数料は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、お客さまご指定の普通預金口座より引落とします。なお、当該お取引明細書の発行については、当該お取引明細書の到着・不着を問わず当行所定の手数料をいただきます。
- 4.お取引明細書は、当行専用のバインダーにお客さまが綴り込んで保管するものとし、
- 5.届出の住所に郵送し返戻されたお取引明細書については、当行は保管責任を負いません。延着した場合や到達しなかった場合等、当行の責に帰さない事由によりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。
- 6.お取引明細書の記載内容に関する照会等は、その作成日から3カ月以内にいただくものとし、それ以降の照会等はお受けできません。
- 7.お取引明細書は当行所定の時期に発行され、再発行されないものとし、
- 8.お取引明細書における同日内の取引記載順序は当行の定めるとおりとし、また、記載の対象とする取引や内容は、法令等の変更や社会情勢等の変化により変更することがあります。
- 9.当行はお客さまとの取引記録を相当期間保存します。万が一当行とお客さまの間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する取引記録（電磁的記録を含む）を正当なものとして取り扱うものとし、

#### 第6条 残高証明書

- 1.お客さまが残高証明書を必要とされる場合は、当行所定の方法により当行にお申出ください。なお、残高証明書発行にあたっては、当行所定の手数料が必要となります。また、当該手数料は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、お客さまご指定の普通預金口座より引落とします。
- 2.届出の住所に郵送し返戻された残高証明書については、当行は保管責任を負いません。延着した場合や到達しなかった場合等で当行の責に帰さない事由によりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 第7条 手数料

- 1.取引にかかる諸手数料は別途定めるとおりとします。
- 2.当行が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当行ホームページに掲示する方法、その他当行所定の方法により告知します。

## 第8条 通知等

お客さまより当行に届出された住所、商号等に宛てて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 第9条 届出事項の変更

- 1.お客さまが当行に届出された印鑑、商号、屋号、氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当行に届け出てください。この届出以前に、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 2.お客さまより当行に届出された住所、商号、屋号等に宛てて当行が通知または送付書類を発送し、これらが不着のため当行に返送された場合、当行は通知または送付書類の全部または一部の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。

## 第10条 カード・届出印鑑の紛失等

- 1.お客さまがカードまたは当行に届出された印鑑を紛失したときは、直ちに当行所定の方法により当行に届け出てください。この届出以前に、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 2.お客さまがカードまたは当行に届出された印鑑を紛失したときの口座の解約、出金、カードの再発行等は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 3.カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

## 第11条 取引日

当行がお客さまから取引を依頼された場合には、当行所定の取引時間制限のある場合、その他当行所定の事由がある場合を除き、当該依頼を受け付けた当日中にこれを取り扱うこととします。

## 第12条 譲渡、質入れ等の禁止

預金、預金契約上の地位、その他当行との取引にかかる一切の権利は譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

## 第13条 証券類の受入れの禁止等

当行は、手形、小切手等を発行しません。また、当行は、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券類を受入れません。

## 第14条 現金の取扱

当行窓口では、現金は取り扱いません。現金による預金の入出金、振込等が必要な場合は、当行もしくは当行と提携している金融機関の現金自動入出金機等をご利用いただきます。

## 第15条 反社会的勢力との取引拒絶

口座は、第16条第5項第1号①から⑥および第2号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利

用することができ、第16条第5項第1号①から⑥および第2号①から⑤の一にでも該当する場合には、当行は口座の開設をお断りするものとします。

## 第16条 解約等

- 1.お客さまは、当行所定の方法により当行との取引を解約することができます。
- 2.すべての普通預金口座を解約する場合は、同時に当行とのその他全ての取引を当行所定の方法により解約するものとします。なお、お客さまに対する未収手数料、その他当行に対する債務がある場合は、それらをお支払いいただいた後に、手続きをいたします。
- 3.解約に伴い、当行からお客さまへの支払が生じる場合は、当行はお客さまが指定された預金口座に当該金額を振込むことでお客さまに対するすべての責任を免れることができるものとします。なお、お客さまが指定できる預金口座は当行が振込サービスを提供できる金融機関の預金口座に限るものとします。
- 4.お客さまが次の各号のいずれか1つにでも該当した場合、当行はお客さまに何ら通知することなく、直ちに取引の全部または一部を停止し、または口座を解約できるものとします。
  - (1)口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
  - (2)普通預金口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになった場合、または普通預金口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき
  - (3)口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
  - (4)相続の開始があったとき
  - (5)支払の停止または破産、民事再生、会社更生または特別清算手続開始の申し立て等があったとき
  - (6)届出事項の変更を怠る等により、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
  - (7)サービスの利用に関する諸手数料の支払がなかったとき
  - (8)第3条（本人確認）第2項の定めにより再度、本人確認書類の提出を求めたものの、提出がなかったとき（当行が定める期日までに当行に連絡がなかったとき、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当行に返送されたとき、およびお届けの電話番号等への連絡がとれなかったときを含みます）
  - (9)カードが「受取拒否」等の事由により、お客さまお届けの住所に到達しなかったとき
  - (10)普通預金口座開設後一度も預入のないまま2年間を経過したとき
  - (11)法令等に基づくとき
  - (12)お客さまが本規定または当行のその他の規定に違反したとき
  - (13)その他、当行が取引の中止を必要とする相当の事由が生じたとき
- 5.前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は取引を停止し、またはお客さまに通知することにより口座を解約することができるものとします。
  - (1)お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - ①暴力団
    - ②暴力団員
    - ③暴力団準構成員
    - ④暴力団関係企業
    - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - ⑥その他前各号に準ずる者
  - (2)お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
6. 当行が別途表示する一定の期間、お客さまによる口座の利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
7. 前三項による取引の停止または口座の解約によりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。
8. 第4項から第6項による取引停止の解除を求める場合、または口座が解約され残高がある場合には、当行所定の方法により当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、本人確認書類、その他必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 第17条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. 普通預金、定期預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
2. 定期預金については、満期日の到来の如何を問わず前項の規定が準用されるものとします。
3. 前二項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の方法により直ちに当行にお申出ください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺することがあります。
- (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
4. 第1項および第2項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- (1) 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- (2) 債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときにはその定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 第18条 事務処理の委託に関する取扱

1. 当行は、お客さまの取引に関する情報を含む事務処理を当行以外の第三者に委託することができるものとします。
2. 当行および当行が業務を委託する第三者は、保有するお客さまの情報を厳正に管理しお客さまのプライバシー保護のために十分に注意を払うとともにお客さまの情報をその目的以外に使用し

ないものとしします。

#### 第 19 条 録音

コールセンターでは、当行の提供するサービスの品質向上およびお申出内容の確認のためお客さまとの会話内容を録音させていただくこともあります。

#### 第 20 条 免責事項

1. 次の各号の事由により、当行の提供するサービスの取扱に遅延、不能等が生じた場合、これによりお客さまに損害が生じても当行は責任を負いません。

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

(2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に不正使用または障害が生じたとき

(3) 当行以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき

2. 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされ、お客さまのパスワード等、取引情報が漏洩した場合、それによりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。

#### 第 21 条 準拠法および管轄裁判所

1. 本規定および本取引規定集に収録されている他の規定の準拠法は日本法とします。

2. 本規定および本取引規定集に収録されている他の規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 22 条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は当行所定の方法により告知します。

#### 第 23 条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとしします。

以上

JC010[2013/07]04



## 普通預金規定

### 第1条 取扱店の範囲

この預金は、当行所定の窓口でお取扱いができます。

### 第2条 振込金の受入れ

- 1.この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- 2.この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

### 第3条 預金の引出

- 1.当行との取引に際してこの預金を引出すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑を押印のうえ当行所定の方法により提出してください。
- 2.この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- 3.同日に数件の支払いをする場合に、その総額が引出すことができる金額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

### 第4条 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

### 第5条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は当行所定の方法により告知します。

### 第6条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

JC011[2007/10]01

## 決済用普通預金に関する特約

### 第1条 利息の取扱

- 1.本特約を付加したときは、普通預金規定にかかわらず、特約を付加した前日まで利息が付利され、その当日以降は預金利息を付さないものとします。
- 2.本特約を付加した普通預金口座に関して、未払いの預金利息がある場合には、その預金利息は、当行所定の方法により、普通預金口座に入金するものとします。
- 3.本特約を解除する場合は、特約を解除した当日から普通預金利息を付利するものとします。

### 第2条 規定の準用

本特約に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行所定の方法により告知します。

以上

JC060[2012/04]01

## スーパー定期規定

### 第1条 自動継続型スーパー定期

- 1.本条における預金（以下、本条において「この預金」という）は、満期日に前回と同一の期間のスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- 2.この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- 3.継続を停止して満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じ。）に解約するときは、満期日前の当行所定の日までにその旨を当行所定の方法により申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。
- 4.この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から満期日の前日までの日数および約定利率（継続後の預金については第2項の利率。以下同じ。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
  - (1) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」という）を利息の一部として、各中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。
  - (2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」という）は、満期日に支払います。
- 5.この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
  - (1) 預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法に従い、満期日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
  - (2) 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法に従い、満期日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

### 第2条 自動解約型スーパー定期

- 1.本条における預金（以下、本条において「この預金」という）は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はお客さま名義の当行普通預金口座に入金するものとします。
- 2.この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
  - (1) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」という）を利息の一部として、各中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。
  - (2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

### 第3条 取扱店の範囲等

- 1.前二条で定める預金（以下、「この預金」という）は、当行所定の窓口でお取扱いができます。
- 2.この預金の預入は当行所定の金額以上とします。
- 3.この預金の預入期間は当行所定のものとします。
- 4.この預金は単利型とします。

### 第4条 預金の解約、書替継続

- 1.この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑を押印のうえ当行所定の方法により提出してください。
- 2.この預金の一部のみを解約することはできません。

### 第5条 付利単位、満期日前解約

- 1.この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 2.当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」という）は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(1) 預入日の1カ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6カ月未満 「約定利率×20%」または「解約日における普通預金の利率」のどちらか低い方
- B 6カ月以上1年未満 約定利率×50%
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%

(2) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6カ月未満 「約定利率×20%」または「解約日における普通預金の利率」のどちらか低い方
- B 6カ月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6カ月未満 約定利率×50%
- D 1年6カ月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6カ月未満 約定利率×70%
- F 2年6カ月以上3年未満 約定利率×90%

(3) 預入日の3年後の応当日の翌日から4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6カ月未満 「約定利率×10%」または「解約日における普通預金の利率」のどちらか低い方
- B 6カ月以上1年未満 約定利率×10%
- C 1年以上1年6カ月未満 約定利率×20%
- D 1年6カ月以上2年未満 約定利率×30%
- E 2年以上3年未満 約定利率×40%
- F 3年以上4年未満 約定利率×70%

(4) 預入日の4年後の応当日の翌日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6カ月未満 「約定利率×10%」または「解約日における普通預金の利率」のどちらか低い方
- B 6カ月以上1年未満 約定利率×10%
- C 1年以上2年未満 約定利率×20%
- D 2年以上3年未満 約定利率×30%
- E 3年以上4年未満 約定利率×50%
- F 4年以上5年未満 約定利率×70%

#### 第6条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は当行所定の方法により告知します。

#### 第7条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

JC012[2007/10]01

## 大口定期規定

### 第1条 自動継続型大口定期

- 1.本条における預金（以下、本条において「この預金」という）は、満期日に前回と同一の期間の大口定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- 2.この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- 3.継続を停止して満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じ。）に解約するときは、満期日前の当行所定の日までにその旨を当行所定の方法により申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。
- 4.この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」という）および約定利率（継続後の預金については第2項の利率。以下同じ。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
  - (1) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」という）を利息の一部として、各中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。
  - (2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」という）は、満期日に支払います。
- 5.この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
  - (1) 預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法に従い、満期日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
  - (2) 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法に従い、満期日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

### 第2条 自動解約型大口定期

- 1.本条における預金（以下、本条において「この預金」という）は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はお客さま名義の当行普通預金口座に入金するものとします。
- 2.この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」という）および約定利率によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
  - (1) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」という）を利息の一部として、各中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。
  - (2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

### 第3条 取扱店の範囲等

- 1.前二条で定める預金（以下、「この預金」という）は、当行所定の窓口でお取扱いができます。
- 2.この預金の預入は当行所定の金額以上とします。
- 3.この預金の預入期間は当行所定のものとします。
- 4.この預金は単利型とします。

### 第4条 預金の解約、書替継続

- 1.この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑を押印のうえ当行所定の方法により提出してください。
- 2.この預金の一部のみを解約することはできません。

### 第5条 付利単位、満期日前解約

- 1.この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 2.当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」という）は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」という）および次の利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
  - (1) 預入日の6カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BまたはCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。また、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- (2) 預入日の6カ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびB（AおよびBの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。また、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率

A 約定利率×70%

B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

### 第6条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は当行所定の方法により告知します。

### 第7条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

JC013[2007/10]01

## 振込規定

### 第1条 適用範囲

1. 当行の現金自動入出金機（以下、「ATM」という）を利用しての当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込（以下、「振込」という）については、この規定により取り扱います。
2. 当行は振込依頼書による振込は受け付けません。ただし、振込金額が10万円を超える振込、キャッシュカードの利用限度額を超える振込など当行が止むを得ないものと認めて振込依頼書による振込を取り扱う場合は、この規定により取り扱います。

### 第2条 振込の依頼

1. ATMによる振込の依頼は、次により取り扱います。
  - (1) 振込の依頼は当行所定の時間内に受け付けます。
  - (2) 1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
  - (3) ATMによる振込の場合、ATMの画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名を正確に入力または確認してください。また、振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。
  - (4) 当行はATMにより入力された事項を依頼内容とします。
2. 振込依頼書による振込の依頼は、次により取り扱います。
  - (1) 振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。
  - (2) 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
  - (3) 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
3. 前二項に定める依頼内容について、ATMへの誤入力、振込依頼書の記載の不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下、「振込資金等」という）を支払ってください。

### 第3条 振込契約の成立

1. ATMによる場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。
2. 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。
3. 前二項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受付書、ご利用明細等（以下、「振込金受付書等」という）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受付書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。
4. 次の場合、振込契約は成立しないものとします。
  - (1) 振込金額の取引金額が、支払指定口座より引出のできる金額を超える場合
  - (2) お客さまから支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合

### 第4条 振込通知の発信

1. 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あてに振込通知を発



信します。

2. 当行所定の時間以降および銀行法に定める銀行の休日に振込の依頼を受け付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日（銀行法に定める銀行の休日以外の日）に発信します。

#### 第5条 取引内容の照会等

1. 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに当行に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
2. 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 入金口座なし等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、お客さまに照会等を行うことなく、お客さまの口座へ振込資金を入金することとし、振込手数料は返却しません。振込の結果については、お客さまご自身で照会等を行い確認をしてください。

#### 第6条 依頼内容の変更

1. 振込契約の成立後に依頼内容を変更することはできません。ただし、当行が必要と認める場合には、次の訂正の手続により取り扱います。また、必要に応じて、第7条第1項に規定する組戻しの手続により取り扱います。
  - (1) 訂正の依頼にあたっては、当行所定の振込変更依頼書に記名捺印のうえ、振込金受付書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - (2) 当行は、振込変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
2. 提出された振込金受付書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとし、前項の訂正の取扱いをし、振込資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

#### 第7条 組戻し

1. 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、当行の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。
  - (1) 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の振込組戻依頼書に記名捺印のうえ、振込金受付書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - (2) 当行は、振込組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - (3) 組戻しされた振込資金は、振込組戻依頼書に指定された方法により返却します。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
2. 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、第6条第2項の規定を準用します。
3. 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

#### 第8条 通知・照会の連絡先

1. この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先

とします。

2.前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第9条 手数料

- 1.振込の受付にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。
- 2.依頼内容の変更または組戻しの受付にあたっては、当行所定の手数料または振込組戻手数料をいただきます。この場合、前項の手数料は返却しません。また、依頼内容の変更または組戻しができなかったときも、振込変更手数料または振込組戻手数料は返却しません。
- 3.この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

#### 第10条 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

#### 第11条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は当行所定の方法により告知します。

#### 第12条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

JC014[2007/10]01

## 口座振替規定

### 第1条

当行に請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払います。この場合、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、普通預金口座より引落としします。

### 第2条

振替日において請求書記載金額が普通預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるときは、お客さまに通知することなく、請求書を返却します。

### 第3条

この契約を解約するときは、当行に対し書面により届け出てください。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、当行はこの契約が終了したものとして取り扱います。

### 第4条

この預金口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責による場合を除き、当行は一切責任を負いません。

### 第5条

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は当行所定の方法により告知します。

### 第6条

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

JC015[2007/10]01

## キャッシュカード規定

### 第1条 カードの利用

1. 当行が普通預金口座について発行したキャッシュカード（以下、「カード」という）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
  - (1) 当行および当行が提携している金融機関（以下、「提携先」という）の現金自動入出金機等（以下、「ATM」という）を利用して、普通預金（以下、「預金」という）の預入・引出をする場合
  - (2) 当行および提携先の ATM を利用して振込資金を普通預金口座からの振替により引出、同時に振込の依頼をする場合
2. カードは当行および提携先所定の時間帯に限り利用することができます。

### 第2条 ATMによる預金の預入

1. 当行および提携先の ATM を利用して普通預金口座に預入をする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. ATM による預入は当行または提携先所定の種類の現金に限ります。また、1 回あたりの預入は、当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

### 第3条 ATMによる預金の引出

1. 当行および提携先の ATM を利用して預金の引出をする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカードを挿入し、届出の暗証番号および引出金額を正確に入力してください。
2. ATM による引出は、ATM の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの引出は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの引出は、当行所定の金額の範囲内とします。
3. ATM を利用して預金の引出をする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定するATM利用手数料金額との合計額が引出すことのできる金額をこえるときは、その引出はできません。

### 第4条 ATMによる振込

1. ATM を利用して振込資金を普通預金口座からの振替により引出、振込の依頼をする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカードを挿入し、届出の暗証番号、その他の所定の事項を正確に入力してください。
2. ATM による1回あたりの振込金額は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
3. ATM を利用して振込の依頼をする場合に、振込金額、第6条第1項に規定するATM利用手数料金額、および同条第3項に規定する振込手数料金額の合計額が預金を引出すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

### 第5条 利用限度額

1. 当行は、預金の引出を伴うカードの利用のうち、当行所定の取引について、普通預金口座ごとに1日あたりの限度額を定めるものとします。（以下、この限度額を「利用限度額」という）
2. 利用限度額は、当行所定の金額の範囲内で個別に設定することができます。この場合には、本人から書面、その他の当行所定の方法により当行に届け出てください。
3. 利用限度額は、当行の ATM を利用して引下げることができます。引下げには、ATM の画面表示等の操作手順に従って、カードを挿入し、届出の暗証番号、その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、前項による届出は必要ありません。

4.前二項により個別に設定された利用限度額は、当行が必要と認めた場合、当行所定の金額に変更されるものとします。

#### 第6条 ATM利用手数料等

- 1.ATMを利用して預金の預入・引出をする場合には、当行および提携先所定のATMの利用に関する手数料（以下、「ATM利用手数料」という）をお支払いいただきます。
- 2.ATM利用手数料は、預金の預入・引出時に、その預入・引出をした普通預金口座から自動的に引落とします。なお、提携先のATM利用手数料は、当行からそれぞれの提携先に支払います。
- 3.当行のATMを利用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、また提携先のATMを利用して振込をする場合には提携先所定の振込手数料をいただきます。
- 4.振込手数料は、振込資金の普通預金口座からの引出時に、その引出をした普通預金口座から自動的に引き落とします。なお、提携先の振込手数料は、当行から提携先に支払います。

#### 第7条 ATMの故障時の取扱

停電、故障等により当行のATMによる取扱ができない場合には、代替となる取扱につき、当行所定の方法により告知します。

#### 第8条 カードの再発行等

- 1.盗難、紛失、破損等によるカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 2.カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

#### 第9条 カード・暗証番号の管理等

- 1.当行は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当行がお客さまに交付したカードであること、および入力された暗証番号とあらかじめ届け出られた暗証番号との一致を確認し、相違ないものと認めて取扱を行った上は、それが偽造、変造、盗用、不正使用、その他の事故により、お客さま本人による取引でなかった場合でも、当行は当該取引を有効なものとして取り扱います。また、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この引出またはその他当行所定の取引の取扱が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- 2.カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号に、生年月日、電話番号、連続番号等の他人に推測されやすい番号を使用しないでください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかにお客さまご本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、当行所定の方法によりカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- 3.暗証番号は定期的に変更して、他人に知られないように管理してください。なお、当行のATMを利用して、お届けの暗証番号を変更することもできます。
- 4.お客さまが暗証番号の入力を当行所定の回数連続して誤った場合、当行はカードの利用を停止できるものとします。また、それによりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。
- 5.前項によるカードの利用停止の解除をお客さまが希望する場合には、当行所定の方法により当行にカードの再発行をお申出ください。この場合、当行所定の再発行手数料をいただきます。

## 第 10 条 代理人カードの取扱

- 1.お客さまが指定する 3 名に限り、当行は代理人のカード（以下、「代理人カード」という）を発行します。お客さまが代理人カードの発行を希望される場合には、当行所定の方法により当行に届け出てください。この場合、当行が認めた場合に限り代理人カードを発行します。
- 2.代理人カードで可能とする取引は当行所定の取引とします。
- 3.代理人カードを発行および再発行する場合には、当行所定の手数料をお支払いいただきます。
4. 代理人カードにより振込を依頼する場合は、振込依頼人名を入力しない場合は本人名義となります。
- 5.代理人カードの利用についても、本規定を適用します。

## 第 11 条 ATM への誤入力等

ATM の利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の ATM を利用した場合の提携先の責任についても同様とします。

## 第 12 条 解約、カードの利用停止等

- 1.普通預金口座を解約する場合には、お客さま自らの責任でカードを裁断、その他の方法により再利用が不可能な状況にしたうえで、破棄してください。
- 2.カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- 3.次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行所定の方法により、お客さまご本人からお申出を受け、かつ当行が相当の事由があると認めたときに停止を解除します。
  - (1) お客さまが本規定または当行のその他の規定に違反したとき
  - (2) カードが偽造、盗難紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断したとき

## 第 13 条 譲渡・質入れ等の禁止

カードは第三者への譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

## 第 14 条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は当行所定の方法により告知します。

## 第 15 条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

JC016[2007/10]01

## ファームバンキングサービス利用規定

### 第1条 ファームバンキングサービス

#### 1.ファームバンキングサービスの内容

ファームバンキングサービス（以下、「本サービス」という）とは、法人および個人事業主のお客さまの占有・管理する端末（以下、「端末」という）を用いた依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。

- (1) お客さまの口座情報の提供（以下、「取引情報サービス」という）
- (2) 振込・振替手続（以下、「振込・振替サービス」という）
- (3) 振込依頼明細等の一括受付およびその明細に基づく振込手続・収納手続（以下、「データ伝送サービス」という）

#### 2.振込・振替サービスのご利用開始について

振込・振替サービスのご利用のためには、別途お申込みいただく必要があります。

#### 3.データ伝送サービスのご利用開始について

データ伝送サービスのご利用のためには、別途当行とお客さまとの間で協定書等必要書類を取交わす必要があります。

#### 4.使用できる端末

端末は、汎用コンピュータ、パソコンおよび他の金融機関の専用端末機等のうち当行指定機種 of 端末に限ります。なお、第1項の各サービスのうち、端末によりご利用になれないサービスがあります。

#### 5.依頼方法

お客さまが、端末を用いて依頼を行うに際しては、端末より、当行宛に依頼内容を送信してください。

#### 6.サービス取扱時間

ファームバンキングサービスの取扱時間は当行所定の時間内とします。

#### 7.契約料および取扱手数料

ファームバンキングサービスのご利用にあたっては、当行所定の契約料および取扱手数料をいただきます。この場合、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、ファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書（以下、「申込書」という）にご記入いただいたファームバンキングサービス手数料決済口座から、当行所定の日に自動的に引落とします。

#### 8.変更の取扱

前各項に定める事項については、当行はお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

### 第2条 取引情報サービス

#### 1.取引情報サービスの内容

取引情報サービスとは、端末による依頼に基づき、申込書にご記入いただいたサービス利用口座について、以下の通知方法により残高照会、振込入金明細照会および入出金明細照会等の各口座情報を提供するサービスをいうものとします。

- (1) サービス利用口座単位に照会結果を通知する即時照会
- (2) 企業コード単位に照会結果を通知する取引照会

#### 2.取引情報サービスの依頼

お客さまが取引情報サービスを依頼する場合、端末より当行宛にパスワード、ファイルアクセスキー、取引照会暗証、資金移動照会暗証（以下、「パスワード等」という）、企業コードおよび照会種別コードその他の所定事項を送信してください。

#### 3.口座情報の返信

当行が照会依頼を受信した場合、当行が認識した企業コードおよびパスワード等が、申込書にご記入

いただいた企業コードおよびパスワード等と一致した場合は、当行はお客さまご本人からの依頼とみなし、上記照会に基づく口座情報を当行所定の方法で端末に返信するものとします。

#### 4.返信内容の取消、訂正

お客さまから照会を受けてすでに当行から返信した内容について、当行が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第3条 振込・振替サービス

#### 1.振込・振替サービスの内容

振込・振替サービスとは、端末を用いた依頼に基づき、振込・振替サービス申込書（以下、本条において「申込書」という）にご記入いただいた出金口座（以下、「支払指定口座」という）よりご指定金額を引落としのうえ、お客さまが指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下、「入金指定口座」という）宛に、振込または振替を行うサービスをいうものとします。

#### 2.振込と振替の区別

振込と振替の区別は、次の各号の方法で取り扱います。

- (1) 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義である場合には、「振替」として取り扱います。
- (2) 支払指定口座と入金指定口座とが当行内の異なる本支店にある場合、もしくは同一店内でも支払指定口座と入金指定口座が異なる名義である場合、または入金指定口座が他の金融機関の本支店にある場合は、「振込」として取り扱います。

#### 3.振込・振替上限金額の設定

1回および1日あたりの振込・振替金額は、申込書にご記入いただいた金額の範囲内とします。変更する場合も同様とします。

#### 4.振込・振替依頼の方法

振込・振替の依頼（以下、「振込・振替依頼」という）は以下の方法で行ってください。

- (1) お客さまが依頼日当日付の振込または振替を依頼する場合、事前に当行宛入金指定口座を登録したうへ、端末より、当行宛に受取人番号、振込・振替金額等の所定事項を送信してください。
- (2) 依頼日の翌日以降の日付（以下、「振込・振替指定日」という）での振込または振替（以下、「振込・振替予約」という）の依頼方法は以下のとおりとします（ただし、振込・振替予約対応の通信ソフトが必要です）。
  - ①お客さまが事前に当行宛登録した入金指定口座への振込・振替予約を依頼する場合、端末より、当行宛に振込・振替指定日、受取人番号、振込・振替金額等の所定事項を送信してください。
  - ②お客さまが事前に当行宛登録していない入金指定口座への振込・振替予約を依頼する場合（以下、「都度指定方式」という）、端末より、当行宛に振込・振替指定日、振込先金融機関コード、振込先支店番号、受取人口座番号、振込・振替金額等の所定事項を送信してください（端末によっては都度指定方式による取扱ができない場合があります）。なお、振込・振替指定日は、依頼日の翌営業日（銀行法に定める銀行の休日以外の日、以下特に説明がなければ同様とする）以降5営業日後までの営業日の中から指定することができるものとします。ただし、当行はお客さまに事前に通ずることなくこの期間を変更することがあります。

#### 5.振込・振替依頼の確認

- (1) 当行が振込・振替依頼を受信した場合、当行が認識した支払指定口座番号、取引暗証が、申込書にご記入いただいた支払指定口座番号、取引暗証と一致した場合は、当行はお客さまご本人からの依頼とみなし、受信した依頼内容を振込・振替依頼が送信された端末へ返信します。
- (2) お客さまが、申込書にて発信者番号チェック要否を「要」とし、電話番号（接続用）を記入された場合は、当行は前号に加え、当行が受信した送信者の電話番号と、申込書にご記入いただいた電



話番号（接続用）の一致を確認するものとし、両者が一致しない場合は、前号にかかわらず、振込・振替依頼を受け付けません（ANSER-SPCの取扱は、端末の種類や接続方式により利用できない場合があります）。

- (3) お客様が、返信された依頼内容を確認し、依頼内容を変更または取消す必要のある場合は、所定の操作により依頼を取消してください。
- (4) 依頼内容が正しい場合は、所定の操作により依頼内容を確認してください。確認の際、申込書にて発信者番号チェック要否を「否」とされたお客様は、所定の承認暗証も入力してください。都度指定方式による依頼の場合は、申込書にご記入いただいた確認暗証も入力してください。
- (5) 前号の確認は、以下の各時限までに当行に到達するように送信してください。確認が以下の各時限までに到達しなかった場合は、依頼は取消されたものとみなします。ただし、当行はお客様に事前に通知することなく各時限を変更することがあります。
  - ① 当行本支店口座へ依頼日当日付での振込または振替を依頼する場合は午後6時まで
  - ② 当行以外の金融機関の口座へ依頼日当日付での振込を依頼する場合は午後3時まで
  - ③ 振込・振替予約の依頼の場合は依頼日のサービス取扱時間まで

#### 6. 振込・振替依頼の確定

(1) 次の場合、当行は正当なお客様からの振込・振替サービスによる振込・振替依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法で振込または振替の手続きを行います。

- ① 前項の確認が、必要な時限までに当行に到達した場合
- ② お客様が申込書にて発信者番号チェック要否を「否」とされた場合であって、前項の確認が必要な時限までに当行に到達し、かつ当行が認識した承認暗証が所定の承認暗証と一致したとき
- ③ 都度指定方式による依頼においては、本号①または②に加えて、当行が認識した確認暗証が申込書にご記入いただいた確認暗証と一致した場合

(2) 前号の振替依頼の確定後は振替依頼の取消・変更はできません。また、前号の振込依頼の確定後に振込依頼の取消・変更が必要な場合は、当行はお客様から振込組戻依頼書の提出を受けたうえ、組戻手続きを行うものとし、この場合、当行所定の振込組戻手数料をいただきます。ただし、振込・振替予約の依頼の取消・変更については、振込・振替指定日の前営業日までに行う場合に限り、お客様は端末を用いて当行所定の方法により行うことができます。

#### 7. 振込・振替資金および振込手数料の引落とし

- (1) 当行は、お客様が支払うべき振込・振替資金および振込手数料を、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、申込書にご記入いただいた支払指定口座および振込手数料決済口座より引落としします
- (2) 前号の振込・振替資金および振込手数料の引落としは、依頼日当日付での振込・振替を依頼した場合は、振込・振替依頼が確定した時点で同時に行います。また、振込・振替予約の依頼の場合は、振込・振替指定日の当行処理時点の残高を基準として振込・振替指定日に同時に行います。ただし、振込手数料の支払方法につき、申込書にて「所定の日に一括」を指定している場合の振込手数料の引落としは振込手数料決済口座から当行所定の日または当行とお客様まで別途取決めの日に一括して行うものとし、なお、振込・振替指定日に支払指定口座からの引落としが複数あり、その引落としの総額が支払指定口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落とすかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、振込・振替はいたしません。

#### 8. 資金の引落としができない場合の処理

前項の引落とし（前項2号ただし書の場合の振込手数料の引落としを除く）が同時にできなかった場合（支払指定口座の解約、差押など正当な理由による支払指定口座の支払停止等を含む）は、当行はお客様に対し、振込資金等の引落不能の旨の通知は行いません。当該振込・振替依頼は取消されたものとして取り扱います。

## 9.入金指定口座への入金ができない場合の処理

振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、お客さまに照会等することなく、支払指定口座へ振込資金を入金することとし、振込手数料は返却しません。振込の結果については、お客さまご自身で照会等を行い確認をしてください

## 10.取引内容の確認

- (1) 振込・振替サービスによる取引後、お客さまは、速やかに取引内容を照合してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、直ちにその旨を当行に連絡してください。
- (2) 取引内容、残高に相違がある場合において、お客さまと当行との間で疑義が生じたときは、当行の電磁的記録の内容をもって処理します。

## 第4条 データ伝送サービス

### 1.データ伝送サービスの内容

データ伝送サービスとは、端末を用いた依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。

- (1) 振込依頼明細（給与または賞与の振込を除く）の総合受付およびその明細に基づく振込手続（以下、「総合振込データ伝送」という）を行うサービス
- (2) 給与または賞与の振込依頼明細の一括受付およびその明細に基づく振込手続（以下、「給与（賞与）振込データ伝送」という）を行うサービス
- (3) 収納代金の振替請求明細の一括受付およびその明細に基づく収納手続（以下、「口座振替データ伝送」という）を行うサービス

### 2.データ伝送の依頼方法

- (1) 当行所定の事項を記録した依頼明細データ（以下、「依頼明細データ」という）を、当行と取決められたフォーマットにより、当行所定のデータ伝送完了時限までに当行宛に送信してください。
- (2) 当行がデータ伝送依頼を受信した場合、当行が認識した会社コードまたは委託者コード、企業コード、パスワードおよびファイルアクセスキーが、当行と取決められた会社コードまたは委託者コード、申込書にご記入いただいた企業コード、パスワードおよびファイルアクセスキーと一致した場合は、当行はお客さまからの依頼とみなします。

### 3.データ伝送依頼の確認

お客さまは、前項のデータ伝送依頼を行った場合、速やかに依頼明細データにおける振込または口座振替の合計件数、合計金額（以下、「合計件数・合計金額」という）、その他の当行所定の事項の確認のための連絡（以下、「確認連絡」という）を行ってください。その場合、当行所定の依頼書（以下、「依頼書」という）に上記当行所定事項を記入のうえ、当行指定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信してください。

### 4.データ伝送依頼の確定

- (1) 次の場合には、当行はお客さまからのデータ伝送依頼が確定したものとみなし、総合振込データ伝送および給与（賞与）振込データ伝送の振込指定日または口座振替データ伝送の振替日に当行所定の方法で振込手続または収納手続を行います。
  - ①総合振込データ伝送および給与（賞与）振込データ伝送については、前項に基づく依頼書が当行所定のデータ伝送完了時限までに当行に到着し、依頼書記載の会社名、振込指定日、合計件数・合計金額および振込資金支払口座と、本条第2項に基づき当行が受信した依頼明細データにおいて当行が認識した会社名、振込指定日、合計件数・合計金額および振込資金支払口座が一致した場合
  - ②口座振替データ伝送については、前項に基づく依頼書が当行所定のデータ伝送完了時限までに当行に到着し、依頼書記載の会社名、振替日、合計件数・合計金額と本条第2項に基づき当行が受信した依頼明細データにおいて当行が認識した会社名、振替日、合計件数・合計金額が一致した場合
- (2) 前号のデータ伝送依頼の確定後はデータ伝送依頼の取消・変更はできません。総合振込データ伝

送および給与（賞与）振込データ伝送の依頼の確定後に当該振込依頼の取消・変更が必要な場合は、当行はお客さまから振込組戻依頼書の提出を受けたうえ、組戻手続きを行うものとし、この場合、当行所定の振込組戻手数料をいただきます。

#### 5.振込資金および振込手数料等の引落とし

- (1) 総合振込データ伝送および給与（賞与）振込データ伝送について、当行は、お客さまが支払うべき振込資金および振込手数料を、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、申込書にご記入いただいた振込資金支払口座および振込手数料決済口座より引落とします。
- (2) 口座振替データ伝送について、当行は、お客さまが支払うべき取扱手数料を、お客さまと当行で別途取決めのない場合、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、申込書にご記入いただいた口座振替手数料決済口座より引落とします。
- (3) 前二号の引落としは、データ伝送依頼が確定後、当行所定の方法により行います。ただし、手数料の支払方法につき、申込書にて「所定の日一括」を指定している場合の手数料の引落としは振込手数料ご決済口座または口座振替手数料決済口座から当行所定の日または当行とお客さまで別途取決めの日一括して行うものとし、
- (4) 振込資金の引落としができなかった場合（振込資金支払口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含む）、当該データ伝送依頼は取消されたものとして取り扱います。

### 第5条 暗証等の管理

#### 1.暗証等の取扱

- (1) パスワード、ファイルアクセスキー、取引照会暗証、資金移動照会暗証、取引暗証、承認暗証、確認暗証（以下、「暗証等」という）について盗用、不正使用、その他の事故の恐れがある場合には、直ちに新しい暗証等に変更してください。なお、暗証等の盗用、不正使用、その他の事故によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 暗証等は、お客さまご自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。また、暗証等を電話番号、連続する数字、同一数字等の他人の想起しやすい内容にしてはならないものとします。

#### 2.本サービスの利用停止

- (1) お客さまが暗証等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合、当行は本サービスの利用を停止できるものとします。また、それによりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (2) 前項による本サービスの利用停止の解除をお客さまが希望する場合には、当行所定の方法により当行に暗証等の再登録をお申出ください。

### 第6条 届出事項の変更

回線加入者番号、暗証等届出事項内容に変更がある場合には、お客さまは、当行所定の方法により当行宛に直ちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第7条 解約等

#### 1.解約方法

本サービスは当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。解約の通知は書面によるものとします。

#### 2.解約通知の発送

当行が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由によりお客さまに到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 3. サービスご利用口座の解約

申込書にご記入いただいたサービスご利用口座が解約されたときは、当該口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。

### 4. サービス中止事由

お客さまが当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じたときは、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部を中止することができるものとします。

## 第8条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行所定の方法により告知します。

## 第9条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

JC017[2012/04]02

## 振込口座照会サービス利用規定

### 第1条 振込口座照会サービスの内容

振込口座照会サービス（以下、「本サービス」という）とは、法人および個人事業主のお客さまが総合振込または給与振込を行うことを前提としてその受取人の口座（以下「振込口座」という）の有無を確認するため、当行が、お客さまからの依頼に基づき、振込口座について振込口座を保有する金融機関に照会するなどして、その結果を回答するサービスをいいます。

### 第2条 サービス取扱日

本サービスの取扱日は当行所定の取扱日とします。ただし、当行はこの取扱日をお客さまに事前に通知することなく変更できるものとします。

### 第3条 取扱手数料

本サービスのご利用にあたっては、当行所定の取扱手数料をいただきます。この場合、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、振込口座照会サービス利用申込書（以下、「申込書」という）にご記入いただいた振込口座照会サービス手数料決済口座から、当行所定の日に自動的に引き落とします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなく取扱手数料を変更する場合があります。

### 第4条 依頼方法

1. お客さまは、振込口座照会サービス依頼書兼送付書（以下、「依頼書」という）と本サービスにて確認する振込口座データを記録した磁気テープ、光磁気ディスクもしくはフロッピーディスク等を当行所定の方法により当行宛に提出し、当行ならびに他の金融機関に存在する振込口座の預金種目、口座番号および受取人名の確認を当行に依頼してください。
2. 当行は、お客さまが申込書にて当行に届出された印鑑と依頼書に使用された印影を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合、お客さまご本人からの依頼であるとみなします。
3. 当行は、第1項の依頼が総合振込または給与振込を行うことを前提としない場合や不正の目的のために利用すると認めた場合には、依頼を受け付けません。また、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第5条 回答方法

当行は、指定された金融機関に対し振込口座の確認を依頼し、その回答結果を当行所定の方法でお客さまに回答します。

### 第6条 免責事項

1. 当行は、他の金融機関が当行に回答した結果をそのまま所定の方法によりお客さまに回答し、所定の期間内に金融機関から当行に回答がない場合および振込口座データの形式不備等により他行宛に確認依頼を行うことができない場合には確認不能である旨を回答します。当行は、他の金融機関が行った回答の内容については、責任を負いません。
2. 第4条第2項の方法により当行がお客さまご本人による取引とみなし取扱を行った場合は、書面または印影につき偽造、変造、盗用、不正使用、その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第7条 届出事項の変更

届出事項に変更がある場合には、お客さまは、当行所定の方法により当行宛に直ちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第8条 解約等

1. 本サービスは当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。解約の通知は書面によるものとします。
2. 当行が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由によりお客さまに到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとします。
3. お客さまが本規定の定めを違反した場合、当行はお客さまに何ら通知することなく本サービスを解約することができるものとします。

#### 第9条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行所定の方法により告知します。

#### 第10条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

JC042[2012/04]02

## イオン銀行ビジネスネットサービス利用規定

### 第1条 本規定の範囲

イオン銀行ビジネスネットサービス利用規定（以下、「本規定」という）は、当行が法人向けインターネットバンキング「イオン銀行ビジネスネットサービス」にて提供するサービス（以下、「本サービス」という）の利用に関して定めたものです。なお、以下の規定する本サービスの内容は、お客さまの申込内容により一部制限される場合があります。

### 第2条 本サービスの内容等

1.本サービスとは、当行に対し所定の申込手続きを完了したお客さまが、インターネットに接続可能なパソコン等（以下、「端末」という）を用いて行う以下の各サービスをいうものとします。

(1)お客さまの口座情報の提供（以下、「取引情報サービス」という）

(2)振込振替手続き（以下、「振込・振替サービス」という）

(3)振込依頼明細等の一括受付およびその明細に基づく振込手続・収納手続を行うサービス（以下、「データ伝送サービス」という）

2.本サービスのために利用できる機器は、当行所定の環境を備えた端末に限るものとします。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

3.本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の日・時間帯とします。ただし、災害・事変、回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は利用可能時間内であってもお客さまへ予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止する場合があります。

4.本サービスのご利用にあたっては、当行所定の基本料および取扱手数料をいただきます。この場合、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、イオン銀行ビジネスネットサービス利用申込書兼手数料引落依頼書（以下、「申込書」という）にご記入いただいたサービス手数料引落口座（以下、「代表口座」という）から、当行所定の日に自動的に引落とします。

5.前各項に定める事項については、当行はお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

### 第3条 本サービスの申込

1.本サービスのご利用のためには、お客さまが当行所定の申込書等を提出することにより申込手続きを行うものとします。当行が申込書等を受け付け、お客さまに対し所定の手続きを行ったときからお客さまと当行との間で本サービスに関する利用契約（以下、「本利用契約」という）が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。なお、当行の判断により申込の受付ができない場合があります。

2.当行は申込手続きを完了し、お客さまに対し当行所定の方法で必要な情報等を通知します。

3.お客さまは、本サービスで利用する預金口座（以下、「サービス利用口座」という）を当行所定の方法により当行に届け出ることとします。

4.サービス利用口座として登録できる預金口座数は当行所定の口座数とします。

5.データ伝送サービスのうち、口座振替の利用にあたっては、当行との間で別途契約を締結し、本規定に定めのない事項について、当該契約の各条項に従うものとします。

### 第4条 本人確認

1.本サービスを利用する際の認証方式は以下のとおりとします。

(1)パソコンを利用する場合は、パソコンにインストールした電子証明書およびパスワードによりお客

さまであることを確認する「電子証明書方式」とします。

(2)スマートフォンを利用する場合は、ID、パスワードおよびワンタイムパスワードによりお客さまであることを確認する「ID・パスワード方式」とします。

2.本サービスご利用にあたっては、お客さまが初回利用登録を行うものとします。

①お客さまは本利用契約締結後、当行所定の方法により本サービスを利用する利用者の登録および利用権限の設定を行うものとします。

②上記①で登録された利用者は、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により、端末にインストールするものとします。

3.電子証明書のインストール完了後の取引においては、当行は受信した「電子証明書」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」と当行で登録しているお客さまの届出情報の一致を確認した場合、当行は「ログインパスワード」、「確認用パスワード」の入力者を当行で登録しているお客さまであると認証いたします。

4.電子証明書の管理はお客さま自身の責任において厳重に管理するものとします。

①電子証明書は当行所定の期間(以下、「有効期間」という)に限り有効です。お客さまは有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行うこととします。なお、本サービスを解約した場合、インストールした電子証明書は無効となります。

②電子証明書をインストールした端末を譲渡・廃棄する場合、お客さまは事前に当行所定の方法により電子証明書の削除(失効手続き)を行うものとします。お客さまがこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他事故によって生じた損害につきましては、当行は責任を負いません。また、新しい端末を使用する場合は、当行所定の方法により電子証明書の失効手続きを行い、電子証明書の再インストールを行うものとします。

5.ログインパスワード、確認用パスワード(以下、「暗証等」という)について盗用、不正使用、その他の事故の恐れがある場合には直ちに新しい暗証等に変更するか、本サービスの利用停止を行うものとします。なお、暗証等の盗用、不正使用、その他の事故によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6.暗証等は、お客さまご自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。また、暗証等を定期的に変更し、電話番号、連続する数字、同一数字等の他人の想起しやすい内容にしてはならないものとします。

7.お客さまが暗証等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合、当行は本サービスの利用を停止できるものとします。また、それによりお客さまに損害が生じて、当行は責任を負いません。

8.前項による本サービスの利用停止の解除をお客さまが希望する場合には、当行所定の方法により当行に利用停止の解除をお申出ください。

## 第5条 取引情報サービス

1.取引情報サービスとは、端末による依頼に基づき、申込書にご記入いただいたサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会および振込入金明細照会等の各口座情報を提供するサービスをいうものとします。

2.取引情報サービスを利用する場合は、当行の定める方法および操作手順に基づいて、所定の内容を入力することにより利用するものとします。

3.お客さまから照会を受けてすでに当行から返信した内容について、当行が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 第6条 振込・振替サービス

1.振込・振替サービスとは、端末による依頼に基づき、申込書にご記入いただいたサービスご出金口



座（以下、「支払指定口座」という）よりご指定金額を引落としのうえ、お客さまが指定した当行または当行の承認する他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下、「入金指定口座」という）宛に、振込または振替を行うサービスをいうものとします。

2.振込・振替の依頼（以下、「振込・振替依頼」という）は以下の方法で行うものとします。

(1)端末より、第4条1項に定める当行所定の本人確認手続によりログインし、振込・振替依頼に必要な当行所定の事項の入力および第4条2項に定める利用権限の設定により承認権限を付与された利用者（以下、「承認者」という）を指定し、振込・振替依頼の作成を行います。

(2)承認者は、振込・振替依頼に誤りが無いことを確認し、当行所定の受付時限までに所定の承認操作を行います。

(3)承認者は、承認操作後に表示される承認結果を確認します。

(4)振込・振替指定日は、依頼日当日またはその翌営業日（銀行法に定める銀行の休日以外の日）から当行所定の期間内の営業日に限るものとします。ただし、当行はお客さまに事前に通知することなく当行所定の期間を変更することがあります。

3.当行所定の受付時限までに振込・振替依頼が当行に到達し、かつ当行が受信した確認用パスワードが、当行に登録された確認用パスワードと一致した場合は、当行は確認用パスワードの入力者を当行で登録しているお客さまご本人からの依頼とみなし、その時点で振込・振替依頼を確定することとします。

4.前項の振込依頼の確定後に振込依頼の取消・変更が必要な場合は、次の組戻しの手続により取り扱います。ただし振込・振替指定日が依頼日の翌営業日以降となるものについては、振込・振替指定日の前日まで端末より取消・変更ができます。

①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の振込組戻依頼書を提出してください。この場合、当行所定の振込組戻手数料をいただきます。

②当行は、振込組戻依頼書に従って、組戻依頼電文または訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③前号の場合において、金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻し・変更ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。また組戻しができなかったときも、振込組戻手数料は返却しません。

5.当行は、お客さまが支払うべき振込・振替資金および振込手数料を、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、申込書にご記入いただいた支払指定口座より引落とします。

6.前項の振込・振替資金および振込手数料の引落としは、依頼日当日付での振込・振替を依頼した場合は、振込・振替依頼が確定した時点で行います。また、振込・振替予約の依頼の場合は、振込・振替指定日の当行処理時点の残高を基準として振込・振替指定日に同時に行います。なお、振込・振替指定日に支払指定口座からの引落としが複数あり、その引落としの総額が支払指定口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落とすかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、振込・振替はいたしません。

7.前項の振込・振替資金および振込手数料の引落としが同時にできなかった場合（支払指定口座の解約、差押など正当な理由による支払指定口座の支払停止等を含む）は、当行はお客さまに対し、振込資金等の引落不能の旨の通知は行いません。当該振込・振替依頼は取消されたものとして取り扱います。

8.入金指定口座への入金ができない場合には、お客さまに照会等することなく、支払指定口座へ振込資金を入金することとし、振込手数料は返却しません。振込の結果については、お客さまご自身で照会等を行い確認してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、直ちにその旨を当行に連絡してください。取引内容、残高に相違がある場合において、お客さまと当行との間で疑義が生じたときは、当行の電磁的記録の内容をもって処理します。

## 第7条 データ伝送サービス

1.データ伝送サービスとは、端末による依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。

- (1)振込依頼明細（給与または賞与の振込を除く）の総合受付およびその明細に基づく振込手続（以下、「総合振込データ伝送」という）を行うサービス
- (2)給与または賞与の振込依頼明細の一括受付およびその明細に基づく振込手続（以下、「給与（賞与）振込データ伝送」という）を行うサービス
- (3)収納代金の振替請求明細の一括受付およびその明細に基づく収納手続（以下、「口座振替データ伝送」という）を行うサービス

2.データ伝送の依頼（以下、「データ伝送依頼」という）は以下の方法で行うものとします。

- (1)端末より、第4条1項に定める当行所定の本人確認手続によりログインし、データ伝送依頼に必要な当行所定の事項の入力および承認者を指定し、データ伝送依頼の作成を行います。
  - (2)承認者は、データ伝送依頼に誤りが無いことを確認し、当行所定の受付時限までに所定の承認操作を行います。
  - (3)承認者は、承認操作後に表示される承認結果を確認します。
  - (4)振込指定日・引落指定日は、当行所定の期間内の営業日に限るものとします。ただし、当行はお客さまに事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- 3.当行所定の受付時限までにデータ伝送依頼が当行に到達し、かつ当行が受信した確認用パスワードが、当行に登録された確認用パスワードと一致した場合は、当行は確認用パスワードの入力者を当行で登録しているお客さまご本人からの依頼とみなし、その時点でデータ伝送依頼を確定することとします。

4.前項のデータ伝送依頼の確定後にデータ伝送依頼の取消・変更が必要な場合、また、データ伝送依頼をした口座への入金ができない場合には、次の組戻しの手続により取り扱います。

- ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の振込組戻依頼書を提出してください。この場合、当行所定の振込組戻手数料をいただきます。
- ②当行は、振込組戻依頼書に従って、組戻依頼電文または訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ③前号の場合において、金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻し・変更ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。また組戻しができなかったときも、振込組戻手数料は返却しません。

5.総合振込データ伝送および給与（賞与）振込データ伝送について、当行は、当行所定の期日にお客さまが支払うべき振込資金および振込手数料を、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、申込書にご記入いただいた振込資金支払口座および振込手数料引落口座より引落とします。なお、お客さまは振込指定日の前日（ただし、給与（賞与）振込の振込資金は振込指定日の2営業日前の前日）までに振込資金および振込手数料を振込資金支払口座および振込手数料引落口座に準備しておくものとします。

6.口座振替データ伝送について、当行は、お客さまが支払うべき振替手数料を、お客さまと当行で別途取決めのない場合、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、申込書にご記入いただいた振替手数料引落口座より引落とします。

7.前二項の引落としは、データ伝送依頼が確定後、当行所定の方法により行います。ただし、手数料の支払方法につき、申込書にて「所定の日に一括」を指定している場合の手数料の引落としは振込手数料引落口座または振替手数料引落口座から当行所定の日または当行とお客さまで別途取決めの日に一括して行うものとします。

8.振込資金の引落としができなかった場合（振込資金支払口座の解約、差押など正当な理由による支払

停止等の場合も含む)、当該データ伝送依頼は取消されたものとして取り扱います。また取消として取り扱ったときも、振込手数料・振替手数料は返却しません。

#### 第8条 上限限度額

- 1.当行は本サービスの取引種類ごとに1日あたりの限度額を定めるものとします(以下、「上限限度額」という)。そして「振込・振替」の上限限度額はサービス利用口座ごととし、「総合振込」「給与振込」「賞与振込」「口座振替」の各上限限度額はお客さまごととします。また「振込・振替」については、「都度指定方式」および「事前登録方式」の上限限度額も併せて定めるものとします。なお、この上限限度額はお客さまに事前に通知することなく、変更することがあります。
- 2.お客さまは上限限度額を当行所定の金額の範囲内で個別に設定することができます。
- 3.前項により個別に設定された上限限度額は、当行が必要と認めた場合、当行所定の金額に変更されるものとします。

#### 第9条 電子メール

- 1.本サービスの利用開始にあたり、お客さまはあらかじめ端末より初回利用登録を行うこととし、その際、利用者名と利用者の電子メール(Eメール)アドレスを登録することとします(当行に登録した電子メールアドレスを以下、「登録アドレス」という)。
- 2.当行は資金の移動を伴う取引依頼の受付結果や利用者情報の変更結果を登録アドレス宛に送信します。
- 3.登録アドレスを変更する場合は、お客さまがサービス画面から変更登録を行うこととします。
- 4.当行が登録アドレス宛に送信した電子メールについて、通信障害その他の理由による未着・延着が発生しても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第10条 解約

- 1.本サービスを解約する場合、お客さまは当行所定の窓口で書面により申出るものとします。
- 2.代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。

#### 第11条 海外からの利用

本サービスは、日本国内でのみ利用するものとします。

#### 第12条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行所定の方法により告知します。

#### 第13条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

## WEB即時決済サービス利用規定

### 第1条 本サービスの内容

WEB即時決済サービス（以下、「本サービス」といいます）とは、お客さまの顧客がお客さまからの商品購入代金、サービス提供代金その他の支払・預託等において、当行普通預金口座（以下、「普通預金口座」といいます）での振込による決済を選択した場合、お客さまから振込金額等の振込に必要な情報（振込金額、振込依頼人名など）（以下、「振込情報」といいます）が当行に送信され、当行がその振込情報に基づいて、当該顧客の普通預金口座からお客さまの普通預金口座へ振込を行うサービスです。

### 第2条 本サービスの提供

本サービスは、以下の手続きに従い、お客さまの顧客が、お客さまのウェブサイトにおいて、本サービスを利用して振込を行うことを選択した場合、お客さまは、当該顧客の振込情報を当行に対して送信し、当行は振込情報に基づき振込処理を行い、また振込受付結果を当行からお客さまへ送信するものとします。

- (1) 当行は、お客さまの顧客が普通預金口座保有者であると当行所定の方法に従って確認できた場合、お客さまから送信された振込情報に従った振込を行うかどうか、当該顧客の意思確認を行うものとします。
- (2) 当行は、お客さまの顧客が、当行に対し、お客さまから送信された振込情報に基づいてお客さまに対し振込がなされることを承認した場合、当行は当該顧客の普通預金口座から振込情報に基づいた金額を引き落とし、予めお客さまの指定したお客さま名義の普通預金口座に入金するものとします。なお、お客さまの顧客が承認された場合においても、当行の判断により振込を行わない場合があります。
- (3) 前号に基づく振込処理後、当行は振込受付結果をお客さまに送信いたします。但し、以下の場合、当行は振込受付結果をお客さまに対して送信しないものとします。
  - ①お客さま又はお客さまの顧客の作為、不作為を問わず、お客さま又はお客さまの顧客による本サービスの操作が中断された場合
  - ②通信・回線・コンピューター等の障害もしくは回線の不通が発生した場合
- (4) 本サービスのご利用には当行所定の方法により、申込手続きを行うものとします。なお、当行の判断により申込の受付ができない場合があります。

### 第3条 年齢チェック機能

1. 年齢チェック機能とは、本サービスに付随した機能で、この機能が利用される場合、本サービスを利用して振込を行うことを選択したお客さまの顧客の年齢が、お客さまが予め設定した年齢の範囲外となる場合には、当該顧客は当行のウェブサイトにはログインできず、本サービスを利用して振込を行うことができません。
2. お客さまは、年齢チェック機能を利用する場合には、当行所定の方式により予め利用の申込みをすることが必要となります。この際、お客さまは、本サービスを利用して振込を行うことのできる顧客の年齢の範囲を含め、当行所定の事項を届け出るものとします。
3. お客さまは、年齢チェック機能を利用する場合には、お客さまの顧客に対して、事前に、当行が指定する内容及び方法により、当該顧客の年齢がお客さまの設定した年齢の範囲外である場合には、本サービスを利用して振込を行うことができない旨をお客さまのウェブサイトにおいて告知するものとします。かかる告知を怠ったことにより、お客さまの顧客又はその他第三者から何らかの請求、異議等がある場合には、お客さまの費用と責任においてこれを解決するものとし、当行に

損害又は損失を被らせないものとします。

4. 当行は、お客さまの顧客の年齢が、お客さまが設定した年齢の範囲内にあるかを照合するにあたっては、お客さまの顧客が普通預金口座を開設する際に当行に提出した本人確認資料に記載された生年月日のみに基づいてこれを行うものとします。当行は当該資料の記載が真実であるとの前提のもと、お客さまの顧客の年齢を確認するために何らその他の調査を行いません。
5. お客さまの業務において法令上お客さまの顧客の年齢を確認することが義務づけられている場合、当行の年齢チェック機能を利用することで、当該適用法令上の年齢確認義務を遵守することになるかについては、当行は一切関知するものではなく、お客さまの責任において判断するものとします。かかる適用法令の遵守に関連して規制当局等から何らかの連絡、確認、調査、請求等があっても、お客さまの費用と責任においてこれを解決するものとし、当行はこれに伴う責任を負いません。
6. 当行は、年齢チェック機能における年齢照合の結果に誤りがないことを保証するものではありません。

#### 第4条 サービス取扱時間

本サービスの取扱時間は、当行所定の取扱日とします。ただし、当行はこの取扱日をお客さまに事前に通知することなく変更できるものとします。なお、システムメンテナンス時間を事前に通知した場合、お客さまとお客さまの顧客との間に発生した一切の紛議については、当行は一切責任を負わないものとします。

#### 第5条 取扱手数料

お客さまは、お客さまと当行で別途定める本サービスに係る取扱手数料及びこれに対する消費税等を当行所定の方法により支払うものとします。

#### 第6条 振込情報の送信に関する顧客同意の取得

お客さまは、お客さまの顧客が本サービスを利用する場合、振込情報が当行に送信されることにつき、お客さまはお客さまの顧客に対して、事前に有効な同意を取得するものとします。

#### 第7条 督促

当行は、お客さま及びお客さまの顧客間の決済に関するサービスのみを提供するものであり、お客さまの顧客に対し、当該顧客がお客さまに対して負担する代金債務等につき、督促、取立又はその他これに類する一切の行為を行う義務を負うものではありません。

#### 第8条 責任制限

当行が本サービスの提供に関連してお客さまが被った損害に対して責任を負う場合においても、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害については一切責任を負わないものとします。

#### 第9条 顧客からの請求・異議

当行は、当行がお客さまから受領した振込情報の内容に基づいて振込処理を行った場合は、当該振込処理について、当行は何らの責任を負わないものとし、かかる振込処理に関してお客さまの顧客から何らかの請求、異議等がある場合には、お客さまの費用と責任においてこれを解決するものとし、当行に損害又は損失を被らせないものとします。

## 第10条 解約

1. 本サービスを解約する場合、お客さまは当行所定の方法により申出るものとします。
2. 申込書にご記入いただいた普通預金口座が解約されたときは、当該口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。

## 第11条 本サービス提供の終了

当行は、お客さまが以下の各号のうちいずれかに該当した場合、何らの通知・催告等を要せず、直ちに本サービスの提供を終了することができます。

- (1) お客さまの故意又は過失により、当行が損害を被った場合。
- (2) お客さまが本規定に違反した場合。
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- (5) 支払停止、又は破産、民事再生手続開始、特別清算開始、会社整理開始、会社更生手続開始もしくはその他の倒産手続開始の申立てがあった場合。
- (6) 解散した場合。
- (7) 住所変更の届出を怠る等により、当行においてお客さまの所在が不明となった場合。
- (8) その他本サービスの提供の中止を必要とする相当の事由が生じた場合。

## 第12条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行所定の方法により告知します。

## 第13条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

JC103[2014/11]01

以上